

公告第109号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和8年5月22日

郡山市長 椎根 健雄

第1 業務概要

- 1 業務名 こども食堂開設体験事業業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和8年9月30日まで
- 4 提案上限金額 ￥260,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 郡山市こども食堂ネットワークに登録している団体又は当該団体と共にこども食堂を運営している者であること。
- 6 郡山市内において、こども食堂やその他こどもの居場所づくりに携わった経験を3年以上有し、利用者からの相談への対応及び適切な関係機関等への繋ぎができる者であること。
- 7 別紙仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること、及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- 8 地域におけるこども食堂の役割や在り方について、こどもの貧困対策や地域のセーフティーネットとしての観点から説明することができ、こどもが健やかに成長し自立できる社会の実現に向けた提案をすることができる者であること。
- 9 こども食堂の新規開設の相談に対し、具体的な助言、指導を行うことができる者であること。

第3 こども食堂開設体験事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイト→入札・契約ポータルサイト→入札情報→その他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/181571.html>

第4 担当部局

〒963-8601郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所西庁舎3階

郡山市こども部こども総務企画課放課後児童サポート係

電話番号024-924-3801 ファクシミリ024-924-3802

メールアドレス kodomosoumu@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書及び企画提案書等の提出

- 1 提出期限 令和8年6月8日(月)午後5時(必着)
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎3階 郡山市こども部こども総務企画課
- 3 提出方法 持参又は郵送による
 - ※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。(ただし、6月8日(月)は、午後5時までの受付とする。)
 - ※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 こども食堂開設体験事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱(令和8年5月15日制定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。
- 3 企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の50%未満となった参加申込者は、契約候補者としなないこととし、再度公募を行うものとする。
- 4 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者名及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- 4 契約保証金については、免除とする。
- 5 契約書の作成を要する。
- 6 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 参加申込、企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）及び実施要領による。